

昭和49年7月7日から8日の「台風第8号及び梅雨前線」による  
大雨の被害に対する災害復旧資金臨時貸付要領

第1条 この要領は、財団法人静岡県社会福祉事業共済会寄付行為第4条第2号に定める福利厚生事業として、職員が、昭和49年7月7日から8日の「台風第8号及び梅雨前線」による大雨の被害に対する災害復旧に要する資金を臨時的に貸し出すための必要な要領を定める。

第2条 本会の資格取得職員が標題による災害を受け、復旧に要する資金を必要とする場合に限り、旧共済制度特別会計の資金2,200万円の範囲内において貸付けする。

第3条 貸付け金額は1口100,000円とし、3口までとする。

第4条 償還方法は、貸付した月を含み6ヶ月間据置き、7ヶ月目より24ヶ月間の元利均等償還とする。

2. 施設長は、その所属する借受人の毎月分の償還金をとりまとめ、その月の末日までに納付書により払い込むものとする。

第5条 貸付金の利息は、月利5厘とし計算期間は貸付けた日の属する月の翌月から償還の日の属する月までとする。

2. 利息に円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

第6条 借受人が本会の加入資格を喪失したときは貸付金の残額をただちに弁済するものとする。

第7条 貸付を受けようとする職員は、様式第22号の災害復旧資金貸付申込書により連帯保証人とともに記名押印し、施設長を経由して本会に提出するものとする。

第8条 連帯保証人は、法人の理事長又は施設長とする。

第9条 貸付の決定は理事会にておこない、施設長あて様式第23号の決定通知書及び貸付金の送付をするものとする。

2. 貸付を受けた職員は直ちに様式第24号の借用書を作成し、施設長を経由して本会に提出するものとする。

3. 貸付を受けた職員は、委任状により施設長に対してその職員の受ける諸給与の中から当該貸付金の弁済に充当する権限を委任するものとする。

第10条 この資金の借受人が当該貸付金を所定の最終弁済日までに弁済を完了しないときは、延滞利子を徴収するものとする。

2. 延滞利子の額は、最終弁済期日の翌日から弁済完了する日までの期日に応じ、未弁済額につき日歩3銭の割合で計算した額とする。